



市老連だより 23

令和 3 年 4 月 1 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

勤続年数 7 年以上の解釈、同一法人等で通算可 厚労省が Q&A

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は 29 日、4 月から新設される訪問介護の特定事業所加算(V)について「訪問介護員等の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 30%以上」とする人員要件は、同一法人等での勤続年数が 7 年以上で、訪問介護員等として従事してから 7 年以上経過していることを求めるものではないとの解釈を「2021 年度(令和 3 年度)介護報酬改定に関する Q&A: Vol.4」(介護保険最新情報 Vol.953)で示しました。

例えば、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等として従事する前に、同一法人等の異なるサービスの施設・事業所の介護職員として従事していた場合に勤続年数を通算して差し支えないとしています。

また、同一法人等での勤続年数の考え方については、▽同一法人等における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種(直接処遇を行う職種に限る)における勤続年数▽事業所の合併または別法人による事業の承継の場合であって、当該事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができます。

同一法人等の考え方は、法人の代表者などが同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われるなど、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれます。

この勤続年数には、産前産後休業や病気休暇のほか、育児・介護休業、母性健康管理措置としての休業を取得した期間は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができます。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

<http://www.akaigo.gr.jp/admin/wp/wpcontent/uploads/2021/03/ksvol.953.pdf>